

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年12月3日（平成27年（行個）諮問第192号）

答申日：平成29年4月17日（平成29年度（行個）答申第4号）

事件名：本人が送付したマイクロSDに入っている会話内容の不開示決定（不
存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別記に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）
につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する
法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、
平成27年7月31日付け厚生労働省発基0731第17号により厚生労働
大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定
（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというもので
ある。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、
おおむね以下のとおりである。

事実を伝え助けを求めたのだが、それが情報提供となるのか？間違いば
かりの内容で利用目的を達成できるのか？必要な範囲で調査していないの
では？こちらとしては当然必要な範囲と思料する。また、間違っているも
のを開示しているという認識がないのでは？（当然不服）特定労働局では、
全部開示したであろう内容。情報を共有、承知、把握していただきたいと
いう思いもあり、マイクロSDを送付したのだが、聞く気がないとはどう
いう事か？特定労働局とは、対応が、かけ離れている（当然不服）セキュ
リティ上も問題は全くない。

ウィルスも仕込んでない、というか私をそういう目で見ているのか？
（当然不服）他にも言いたい事山ほどあるが、他の言いたい事は、後日審
査会にさせていただく。

処分の取消しを求め、全部開示を望む、後日マイクロSD再送付できま
す。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立ての経緯

本件異議申立人である開示請求者（以下、第3において「請求人」という。）は、平成27年6月30日付け（同年7月2日受付）で処分庁に対して法12条1項の規定に基づき別記に掲げる保有個人情報に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁は、平成27年7月31日付け厚生労働省発基0731第17号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求人がこれを不服として、同年9月2日付け（同月4日受付）で異議申立てを提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てについては、法18条2項の規定に基づき不開示とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

3 理由

対象保有個人情報の存否について

請求人が開示を求めている2枚のマイクロSDについては、厚生労働省労働基準局監督課（以下「担当課」という。）に対し、請求人から1枚目は平成27年3月31日に郵便で送付され、2枚目は同年6月4日に郵便で送付された。

しかし、当該マイクロSDは、担当課の担当者が請求人に対して提出を求めたものではなく、また、行政機関で取得し、保存すべき情報とはいえ、さらに個人情報の漏えい防止の観点等からも担当課において保管し続けることは不適切と判断し、2枚とも、平成27年7月3日付けで郵送により請求人に返却した。

したがって、当該マイクロSDは、担当課において保有しておらず、また、その内容の複製も作成していないことから、請求人が開示を求めている本件対象保有個人情報は、担当課において保有していないものである。

4 請求人の主張に対する反論について

請求人は、異議申立ての理由として、「事実を伝え助けを求めたのだが、それが情報提供となるのか？間違いばかりの内容で利用目的を達成できるのか？必要な範囲で調査していないのでは？」等と主張しているが、原処分における「対象保有個人情報を保有していない」との不開示理由に対する具体的な反論ではなく、上記3で述べたとおり、本件対象保有個人情報を保有していないことから、請求人の主張は本件対象保有個人情報の不開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成27年12月3日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成28年12月7日 | 審議 |
| ④ | 平成29年4月13日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別記に掲げる保有個人情報の開示を求めるものである。処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、異議申立人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 本件保有個人情報開示請求書の「1 開示を請求する保有個人情報」欄には、「書ききれない為別紙にて、一切の補正を禁ずる」と記載されており、その「別紙」には、以下のアないしオのような記載があることから、異議申立人が開示を求めているものは、異議申立人が担当課に送付したマイクロSDそのものに限らず、当該マイクロSDに記録された会話内容を担当課においてテープ起こししたものや複製したものを含むものと解して、以下、検討する。

ア 私は厚生労働省担当課にマイクロSDを二枚、過去に送付してある。送付してある、この二枚のマイクロSDは厚生労働省が保有する私の個人情報である。

イ この二枚のマイクロSDの中には厚生労働省担当課の方々と私が会話をした事実が入っている。

ウ 一語一句違わず、会話内容の、ありのままがデータとして入っている。

エ このマイクロSDに入っている会話内容（有った事実）の開示を求める。

オ 文書でも、CD-Rでも、開示の方法はそちらに任せます。

- (2) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）において、本件対象保有個人情報を保有していないことについて、以下のとおり説明する。

異議申立人が開示を求めている2枚のマイクロSDについては、担当課に対し、異議申立人から1枚目は平成27年3月31日に郵便で送付され、2枚目は同年6月4日に郵便で送付された。

しかし、当該マイクロSDは、担当課の担当者が異議申立人に対して提出を求めたものではなく、また、行政機関で取得し、保存すべき情報

とはいえ、さらに個人情報の漏えい防止の観点等からも担当課において保管し続けることは不適切と判断し、2枚とも、平成27年7月3日付けで郵送により異議申立人に返却した。

したがって、当該マイクロSDは、担当課において保有しておらず、また、その内容の複製も作成していないことから、異議申立人が開示を求めている対象保有個人情報は、担当課において保有していないものである。

- (3) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、更に詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

異議申立人から送付されたマイクロSDは平成27年3月29日付け（同月31日受付）の訂正請求（補正及び延長を経て同年6月29日付けで不訂正決定。以下「訂正請求1」という。）及び同月2日付け（同月4日受付）の訂正請求（同年7月3日付け不訂正決定。以下「訂正請求2」という。）に添付されていたものと考えられる。

外部から送付されたマイクロSDについては、本件に限らず、セキュリティ上の観点から、その内容を聞いたり、中身を確認したりすることは行っていないことから、本件のマイクロSDについてもテープ起こしや複製は行っていない。

本件のマイクロSDについては、訂正請求1及び訂正請求2の事務処理中は保有個人情報訂正請求書と一緒に保管していたが、平成27年6月29日に訂正請求1の不訂正決定が行われ、同年7月3日に訂正請求2の不訂正決定が行われたことから、保有個人情報不訂正決定通知書と併せて、異議申立人に対して返送したものと推定される。

通常、保有個人情報不訂正決定通知書については、簡易書留、特定記録郵便等追跡記録があるもので発送しているが、本件について確認したところ、発送記録は保管されていなかった。また、仮に発送記録があったとしても、既に発送から100日以上超過しているため、配達記録を確認することはできない。

- (4) 上記(2)及び(3)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、異議申立人から、これを覆すに足る主張・根拠が示されているとは認められないことから、厚生労働省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象保有個

人情報を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。
(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別記

私は厚生労働省担当課にマイクロSDを二枚、過去に送付してある。

送付してある、この二枚のマイクロSDは厚生労働省が保有する私の個人情報である。

この二枚のマイクロSDの中には厚生労働省担当課の方々と私が会話した事実が入っている。

一語一句違わず、会話内容の、ありのままだがデータとして入っている。

当然の話だが、有った事実を把握、共有していただきたく、わざわざ私が厚生労働省担当課等に送付している物でもある。

このマイクロSDの中の会話内容は↓

特定監督署、特定労働局について様々な事実の指摘、様々な意思表示、その他等を厚生労働省担当課の方々へ、することにより、私は助け、救済を求めたのである。

この送付したマイクロSDは一切編集していない。ウィルスも入れていない。

アップル社クイックタイムというソフトをインストールすることで再生可能である。

このソフトは承認前例のあるソフトとのこと。2、3日で承認のおりるものとのこと。

厚生労働省担当課特定担当者等に、これらは伝えてある。

特定労働局が承認をもらいインストールすることにより、聞いたり確認したりしていたソフトである。(私が送付したマイクロSD)

セキュリティ上の観点は無害というのは明白である。自覚及び把握してくれ。

私は業務上過失傷害で特定警察の方へも相談しており、警察の方もマイクロSD（電話内容等）を聞いてくれていたので、これをインストールしたと思われる。

これも無害の根拠として言わせていただく。

これが有害となるとマイクロソフト社、アップル社全てのソフトが有害となる話になる。

パソコン事態が有害という話にもなりえるだろう。到底あり得ない話である。

本題に戻る。このマイクロSDに入っている会話内容（有った事実）の開示を求める。

当然の話だが、言ったか言われていないか等に係り、会話したという事実を確認後、私に必ず開示してください。

特定労働局では、CD-R、文書、両方で、開示があったことがある。

文書でも、CD-Rでも、開示の方法はそちらに任せます。

（私が録音を持っている。という話ではない。私の個人情報を，厚生労働省担当課が把握及び共有という話である。把握及び共有してくれ。）

マイクロSDに係ってクイックタイムインストールしてくれていない。聞いてくれてさえいない。訂正に応じてもらっていない。（同封の審査請求書面）応じないという事は間違いだらけ，足りていない，違う話となる。開示された保有個人データが誤っており，私は利用目的が達成不可能。

その為，この書面にて，別の保有個人情報開示請求を私は強いられている。

この書面は開示を請求する保有個人情報であるが，苦情の書面ともさせていただきます。

法31条に明記のとおり，適切かつ迅速な処理を努め，開示してくださいね。

全ての文は今回の保有個人情報開示請求をするにあたり状況，情景，背景として大事だと思い，わざわざ具体的に記載している事である。当然苦情も情景，状況，背景の一環として記載している事である。一切の補正を禁ずる。